

死刑について考えてみませんか？

4回めの「ビデオを見ながら死刑について考える集い」は無実を訴える死刑囚袴田巖さんの問題を取り上げた『死刑囚の手紙』を上映します。救援団体の方もお招きしてお話を聞く予定です。ぜひご参加ください。

ビデオを見ながら
死刑について考える集い
死刑囚の手紙—袴田事件
9月18日(土) pm6:00～
綾瀬ブルミエ
TEL.3838-3581
(足立区勤労福祉会館・綾瀬駅西口そば)

街に行く皆さん。

この近くに東京拘置所があります。東京拘置所には、無実を訴え、再審請求を行なっている死刑囚が何人もいます。

免田栄さん、谷口繁義さん、斉藤幸夫さん、赤堀政夫さんの4名の死刑確定囚が、再審の結果つぎつぎと無罪になり、獄外で冤罪の問題や死刑制度の問題について訴えています。再審で無罪にならなかったら、国家は無実の人を殺してしまうところでした。

冤罪の発生をなくすことが今の司法制度の中で可能でしょうか。裁判では証拠、証言によってどのような事実があったかを判断しますが、これには限界があります。過去の出来事を100%正確に再現するのは人間には不可能です。警察・検察が拷問のような取り調べで、嘘の自白を引き出し、不利な証拠を捏造して冤罪をつくりあげているという話がよくありますが、それは、客観的な証拠だけで、その人がやったかどうかを決めることには限界があるからにはかなりません。

人が人を裁くかぎり、冤罪はかならず生まれます。死刑があるかぎり、かならず、無実の罪で死刑にされる人が出てきます。

法務省は、死刑再審事件の無罪判決が続いた時期に、それを死刑制度の問題として受け止め、死刑制度について見直そうとは考えませんでした。裁判所の権威、メンツを保つために、再審請求を出させず、再審の運動を押え込むために、死刑囚にとっての「生命綱」である面会、文通の権利を断ち切ろうとしたのです。そのため、死刑確定囚の外部との交通権を極端に制限してきました。

こうした中で、死刑確定囚の救援運動の広がりはずりなくなり、再審請求は難しくなっています。支援もなく、孤立し、無実を訴えながらも死刑にされようとしている人たちが、今もいるのです。

どうしたらそんなことが起こらないようにできるのか。死刑制度について考えてみてください。

■今までのピラのハイライト集を作成中です。そばの会の歩みが一目でわかる！

ご希望の方には郵送します。無料です。(80円切手を貼った返信用封筒を送っていただければ幸いです)

東京拘置所のそばで死刑について考える会
東京都荒川区南千住1-59-6-302